私立高等学校等授業料等減免等事業補助金事務取扱要領の一部改正新旧対照表

現　　行	改　正　後
私立高等学校等授業料等減免等事業補助金事務取扱要領 （昭和56年6月30日　総務部長決裁） ［略］ （一部改正　　平成30年8月22日） ［略］ ２　不慮の災害の範囲等 要綱第２第１項（１）イ及び（２）イに定める不慮の災害の範囲等は、次のとおりとする。 ［略］ ３　家計の急変の範囲等 要綱第２第１項（１）ウ、（２）ウ及び（３）に定める家計急変の範囲等は、次のとおりとする。 ［略］ ４　要綱第２第２項の対象となる者は、入学金納入の日において、同規定に該当する生徒とする。 ただし、次の者に係る入学金は対象としない。 （１）　全日制課程の転入学者又は編入学者 （２）　専攻科課程の入学者 （３）　過去に同減免補助を受けたことがある者 附　則 この要領は、平成30年8月22日から施行し、平成30年度の事業から適用する。	私立高等学校等授業料等減免等事業補助金事務取扱要領 （昭和56年6月30　総務部長決裁） ［略］ （一部改正　　平成30年8月22日） （一部改正　　令和元年７月１日） ［略］ ２　不慮の災害の範囲等 要綱第２第１項（１）イ、（２）イ及び（３）イに定める不慮の災害の範囲等は、次のとおりとする。 ［略］ ３　家計の急変の範囲等 要綱第２第１項（１）ウ、（２）ウ、（３）ウ及び（４）に定める家計急変の範囲等は、次のとおりとする。 ［略］ ４　要綱第２第２項の対象となる者は、入学金納入の日において、同規定に該当する生徒とする。 ただし、次の者に係る入学金は対象としない。 （１）　高等学校等の全日制課程及び専修学校高等課程の転入学者又は編入学者 （２）　過去に同減免補助を受けたことがある者 附　則 この要領は、平成30年8月22日から施行し、平成30年度の事業から適用する。 附　則 この要領は、令和元年７月１日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

摘要	改正の理由 １　国の「私立中学校等修学支援実証事業費補助金の取扱い」の一部改正に伴う所要の改正。 ２　「私立高等学校等授業料等減免等事業補助金交付要綱」の一部改正に伴う所要の改正。 ３　その他所要の改正。